

N スポーツコミッショナ よろジュニア育成会議要領（案）

（総則）

第1条 本要領は、本コミッショナ が開催するジュニア育成会議の運営に関する事項を定める。

（目的）

第2条 ジュニア育成会議は、子どもたちのスポーツ環境を整備・向上し、スポーツ医科学やインテグリティ教育を推進することを目的とする。

（構成）

第3条 ジュニア育成会議は、団体会員のジュニア育成担当者及びジュニア団体会員の指導者で構成する。各団体から1名程度参加する。

（協議事項）

第4条 ジュニア育成会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 少年団やジュニアクラブ等の育成環境整備・向上に関すること。
- (2) スポーツ医科学・インテグリティ教育の推進に関すること（指導者会議と連携）。
- (3) 中学校部活動地域移行に関すること（地域づくり会議と連携）。

第4条の2 必要に応じて以下の専門委員会へ派遣する。

- ①競技力向上委員会 2~3名まで
- ②地域づくり委員会 2~3名まで

（リーダー及び副リーダー）

第5条 会議にリーダーを置く。リーダーは構成員の互選により選出する。

- (1) リーダーは会議を円滑に進行し、参加者が意見を交わしやすい環境を整える。
- (2) リーダーに事故あるときは、副リーダーが職務を代理する。
- (3) 副リーダーは構成員の互選により2名まで選出することができる。

（会議の開催）

第6条 ジュニア育成会議は年2回程度開催する。

（要領の変更）

第7条 本要領は、本コミッショナ 総務委員会の議決を経て変更できる。